

甲斐市景観審議会の記録

【令和元年度第1回審議会】

1. 景観審議会の概要

日時：令和元年11月19日（火）午後1時30分～3時30分

会場：甲斐市役所本館3階 大会議室

□次 第

- 第1回審議会
 - 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 職員紹介
 - 4 会長あいさつ
 - 5 案件
 - (1) 景観条例に基づく届出状況について（報告）
 - (2) 景観重要樹木の指定について
 - 6 その他
 - 7 閉会

□配布資料

- 1 景観審議会資料
 - (1) 次第
 - (2) 委員名簿
 - (3) 景観条例に基づく届出状況について
 - (4) 景観重要樹木の指定について
- 2 「景観重要樹木の指定」に伴う提案及び意見書

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

- 大山 勲
- 新津 健

2号委員

- 今村 正城
- 野口 賢司
- 立澤 眞一
- 武藤 洋一
- 小林 一彦
- 田中 陽子

3号委員

- 堀内 克一
- 西 東美
- 古屋 園江
- 石水 秀樹（※途中参加）

4号委員

- 安谷 覚（代理 高木 博史）
- 深澤 修一
- 長田 泉

◆事務局

- | | | |
|--------|----------|-------|
| ○建設産業部 | 部長 | 小林 信生 |
| ○都市計画課 | 課長 | 宮本 裕 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 渡辺 充 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 武本 優 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 前村 彩 |

2. 発言要旨

○第1回審議会

1. 開会

2. 委員紹介

(事務局)

- ・事務局から、変更となった委員の紹介を行う。

3. 職員紹介

- 職員より自己紹介を行う。

4. 会長あいさつ

5. 案件

(1) 景観条例に基づく届出状況について(説明:事務局)

- 手元の資料により、景観条例に基づく届出状況を説明。

(委員)

- ・今年度の工作物の事前協議は2件とあるが、これは太陽光パネルということか。

(事務局)

- ・1件は太陽光パネルで、もう1件は携帯電話基地局の鉄塔になる。

(委員)

- ・鉄塔は前回の審議会でも協議したので、また高いものができて審議されるのではと思った。

(会長)

- ・事前協議の築造面積は1,000㎡ということだが、太陽光パネルの場合は届出も1,000㎡を超えるものでよろしいか。

(事務局)

- ・届出については、資料3ページの表のそれぞれの行為と、4つの景観形成地域を照らし合わせ、基準を超えたものについては届出をお願いしている。

(会長)

- ・工作物の届出についてはどうか。

(事務局)

- ・4件中、太陽光は1件、鉄塔は3件となっている。

(会長)

- ・鉄塔は携帯電話の基地局ということか。

(事務局)

- ・鉄塔の届出3件はすべて携帯電話の基地局となる。

(会長)

- ・協議する中でこちらからお願いしたことに対してはほぼ聞いてもらっているのか。それとも難しい面もあるのか。

(事務局)

- ・原則は基準の中で指導している。

(会長)

- ・基準を守ってもらうお願いをしているのか、それとも基準以上のことをお願いしているのか。

(事務局)

- ・菖蒲沢の太陽光沿いの桜については基準に載っていない部分でのお願いだが、要望を聞いていただいた。その他の部分に関しては、原則的には景観計画や景観条例の基準の中で指導している。

(委員)

- ・菖蒲沢のメガソーラーは基準を超えているのか。許可ができるものなのか。

(事務局)

- ・現在進んでいるメガソーラーについては、いくつかの事業主がそれぞれのエリアごとに計画をしている。基本的には景観条例に抵触する規模のものになり、それぞれ景観条例に基づく事前協議、届出の中で、パネルのカラーを基準の色彩を使ってもらうなどの指導をしている。

(委員)

- ・個々に申請するから広がるのか。

(事務局)

- ・エリアが広いので、それぞれの事業主が計画可能な範囲で計画を行っている。それがたまたま複数の事業主にわたっている形になっている。

(委員)

- ・景観の方で規制できないのか。

(会長)

- ・そこに太陽光や建築物を、建ててはいけないということを景観条例の中では言いにくい。できた後に、それをできるだけ景観になじむようにしてください、ということしか言えない。

(委員)

- ・それぞれの部署でやってしまうとその範囲で許可が下りてしまう。地域全体を考えると連携プレーみたいなものが必要なのではないかと思う。

(事務局)

- ・大規模なものになるとそれぞれの分野で許可や協議が必要になるが、その中でも環境、

防災等と情報共有しながら進めている。

(会長)

- ・もともと森林だったところに太陽光ができると、そのガラス面に降った雨は一気に流れてしまい、下流の方に負荷がかかってしまう事例がある。それに対して調整を十分にしているかという、太陽光開発の場合には基準がなく難しい。景観の方では、他の市町村だとハードルを上げている。あれをしてください、これをしてくださいという、ハードルが上がりそこで考えてもらう。

(委員)

- ・審査は県ですか。

(事務局)

- ・景観条例に基づく協議については、市で結論を出している。ただ、林地開発等の県で判断をするものもある。

(会長)

- ・1, 000㎡というとかなり大きな面積になるので、999㎡だと届出はこない。届出がないとどこになにができていないか全く把握できない。どこになにができていないか把握するという意味でも、基準を少し下げた方がいいのではとは個人的に思っている。他の市町村だと10㎡を超えると届出を出してもらっているところもある。

(事務局)

- ・他の自治体の状況等を確認し、今後に向けて検討させていただければと思う。

(会長)

- ・来年度またこういった報告があると思うが、写真等で分かりやすく示してもらえるとありがたい。次の案件に移りたいと思う。

(2) 景観重要樹木の指定について(説明:事務局)

- 手元の資料により、景観重要樹木の指定について説明。

(会長)

- ・届出に対して許可をするというのが、悪い景観をつくらないようにするためのものになる。それに対して景観重要樹木の指定というのは、積極的にいい景観をつくるという内容になる。景観重要樹木、景観重要公共施設、景観重要建造物、の3つがある。樹木と建造物というのは、どちらかという私有物を指定して、守っていくもの。南アルプスは国が管理しているものを指定している。市や国が管理しているものも指定してもよい。シンボリックになっているものを指定し、それをきっかけとしてみんなで樹木を大事にしましょう、いい景観をつくっていきましょうという啓発に効果がある。

□現地視察

- ・県内で唯一指定されている南アルプス市の景観重要樹木の視察を行った。

(会長)

- ・資料の原案を含めていいと思ったものを意見書に書けばよいか。それとも原案以外でいいと思ったものを書けばいいのか。

(事務局)

- ・案の中でこれとこれがいいとか挙げていただいてもいいし、案以外でいいものがあれば挙げていただきたい。

(委員)

- ・指定があった場合、甲斐市からどの程度補助をしてくれるのか。私有地の木を挙げたいと思ったときにその家の人にどういう風に説明すればいいのかを確認したい。

(事務局)

- ・すでに市の方で管理するものは管理しているが、現在しているものにさらに管理していきたいと考えている。枝打ち、整枝などは樹木を守るうえで重要な作業になる。ただ、予算があるものなので、その中でということにはなるが、こういったものに位置づけることで予算の措置などしやすい状況になると思われる。

(委員)

- ・前向きな対応をお願いしたい。

(委員)

- ・意見書とはどの範囲のものをいうのか。説明があったように案以外に市内の私物のものでもあれば書いてほしいという意味か。

(事務局)

- ・提案については、条例や施行規則の中で所有者の理解を得るというのも書かれている。公共の市で管理する土地であれば市の中で指定ができるが、個人所有の土地になると、持ち主の了解を得ることが必要になる。そういった部分も含めて、もっとこういうところがある等、皆様から意見をいただきたい。別の観点で意見がありましたら、裏面のその他の意見ということで書いていただきたい。

(委員)

- ・自分の地域はわかっても他の地域だとわからない部分もある。各自治会長に調べてもらうなどした方がいいのではないか。どうせするなら広く意見を求めた方がよいのではないか。

(会長)

- ・景観重要樹木の指定はこれで終わりではなく、これから継続していくと聞いている。その中でとりあえずはまず、指定が難しくない市の管理しているものの中で、市民の方に親しまれているところを指定し、景観重要樹木というものがあるということを知ってもらえばいいと思う。市民の皆さんからの情報収集は必要だと思うので、事務局には今後検討していただきたい。

(事務局)

- ・会長の方から意見をいただいたとおり、なかなか委員の皆様にも市内すべての状況を把

握するのは難しいと思うので、今回はまず第1段階として、皆様からわかる範囲で提案をいただいて、最初の指定に向けて進めていきたい。

(委員)

- ・意見書は意見があったら出すということでよいか。

(事務局)

- ・提案及び意見書の提出期限は12月末とさせていただいているので、提案があれば期日までに提出をお願いしたい。

(会長)

- ・事務局の提案があったものに関して、いいかどうかを聞いておいた方がよいのではないかと。

(委員)

- ・提案されたものがすべて指定されるというわけではないのか。

(会長)

- ・すべて指定されるというわけではない。

(委員)

- ・提案が20本出たとして、第1候補、第2候補というように順に決めていくと思うが、その順番を決めるのは事務局かそれとも委員の方で決めるのか。

(事務局)

- ・甲斐市の総合計画の中で、令和2年度までに2件、令和6年度までに4件を指定することを市として目標としている。ただ、あくまで目標数値なので、それ以上になっても問題はない。ただ、景観重要樹木ということで何本も指定すると、重みが無くなってしまう。先ほどの話にもあったように指定した分だけ管理費がかかるので、皆様から意見をいただいたところで、2月の会議では本数も含め決めていきたい。

(委員)

- ・そもそも信玄堤のケヤキ林、竜王駅のシンボルツリーは市の景観計画で今後検討していくものとして記述されている。それを委員の皆様にはわかっていただく必要があるのではないかと。まず、この2つが最重要候補であり、それが良いか悪いかの審議が第1なのではないかと思う。

(会長)

- ・景観計画の中で景観重要樹木の候補を挙げているが、これはあくまでも例なので、必ずしもこれをというわけではない。書いてある樹木はあくまで例としてになる。

(委員)

- ・個人的に思うのは、樹齢、樹形、珍しい種類、などを基本に考えればよいのではないかと。

(会長)

- ・樹木の指定には天然記念物と文化財の方の指定があり、景観重要樹木はそちらの方で指定されているもの以外のものになにかあればということになる。

(委員)

- ・指定について聞きたい。2月の審議会で協議した後、どういった手続きをするのか。審

議会では指定する樹木を選定して、推薦して、その後の道筋というか予定を伺いたい。

(事務局)

- ・景観審議会の意見をまとめたところで、手順としては市長まで決裁を取り、議会、ホームページ等で市民の方に周知する形になる。

(委員)

- ・次回で決めるということか。

(会長)

- ・例えば、私有地にある木が案ででた場合、所有者との調整もあるので時間がかかる。市が所有しているものであればすぐ決まるが、そうでないものはまた次に審議会を開くことになるかもしれない。

(委員)

- ・指定は木自体ではなく、樹木が並んでいる公園などもいいのか。

(会長)

- ・景観重要樹木の指定は樹木だけになるが、良好な景観の保全という言葉を広大すると、木が立っている環境も良好にしていく努力をしていかななくてはならない。

(委員)

- ・信玄堤のケヤキ林の指定場所案はどこのことを言っているのか。信玄堤全体なのか、地域を定めてあるのか。

(事務局)

- ・樹木の指定に関しては先ほどから話がでたように、一本の木を指定するものと、エリアで指定するものがある。資料の信玄堤のケヤキ林の写真については、信玄橋から北側のいわゆる中土手と呼ばれるところに生えているケヤキの木になる。エリアで指定する場合はどこまで指定するのか、というのも難しい話題になるので、信玄堤のケヤキを指定する場合は範囲の指定も含めて議論の必要があるかと思う。

(委員)

- ・信玄堤自体を国の重要文化財として指定したいという動きがあった。
- ・国交省の方でも信玄堤の重要性はわかっていて、文化財に指定しなくてもしっかりと管理します、ということだったので、その時は指定に至らなかった。指定する場合は国交省との協議も沢山あるのかなと思った。

(会長)

- ・文化財の指定は難しいと思う。まずは景観の指定が一步になると思う。そこで、その木や場所が大事だということが市民に周知できれば、次の段階に進むことができ、最終的には文化財の指定というところまで目指したい。

(委員)

- ・市の景観計画の中では竜王駅周辺自体をシンボルとして考えているという記述がある。景観重要建造物の指定も考えられると思うが、シンボルの樹木を指定する際に、一緒に指定するという考え方もあるのか聞かせてほしい。

(事務局)

- ・樹木、建造物、公共施設の指定には、それぞれ所有者の承諾が発生するものになると思う。そういった中で、まず樹木の指定をと思い、今回議題に挙げさせていただいた。今後、建造物や公共物の指定も順次、考えていく必要があるかと思う。

(委員)

- ・今年度からわくわくフェスタが桜まつりというものになる中で、これから桜をアピールすることも必要になるかと思う。

(会長)

- ・景観重要樹木に指定する目的は市民の方たちに景観を身近に感じてもらい知ってもらうことなので、市民の方たちがお祭りをしたりしていると効果があると思う。

(委員)

- ・午前中にドラゴンパークに行ってきたが、今の季節は紅葉がすごく綺麗で、富士山も見えるのですばらしいので、候補に書こうと思ったが、市で管理しているので今更指定しなくてもいいのかと思った。

(会長)

- ・市で既に管理しているものなので指定しても思ったが、市民の方がすごく大事だと考えていて、そこを指定することによって効果があると考えられるのなら公園の中でもよいと思う。

(委員)

- ・景観重要公共施設の範囲にはいるのでは。

(会長)

- ・確かにそう考えられる。

6. その他

(事務局)

- ・その他皆さまから何かあるか。

7. 閉会

(事務局)

- ・以上で令和元年度第1回甲斐市景観審議会を終了とする。本日は大変お忙しいところありがとうございました。
- ・最後に挨拶をかわして閉会。